

**デジタル技術を活用した効率的・効果的な
住民基本台帳事務等のあり方に関する
ワーキンググループ（第4回）**

事務局提出資料

令和7年6月 総務省

- 1. 住民基本台帳・マイナンバーカード関連事務に係る市町村の負担軽減方策**
 - (1) 住民票の写しの交付等の住民基本台帳事務に係る負担軽減方策**
 - (2) マイナンバーカード関連事務に係る負担軽減方策
 - (3) 住民基本台帳等関連システムの管理運用に係る負担軽減方策
2. 都道府県による住民サービスの提供に必要な住民情報の取得・活用方策

住民票の写しの交付等の住民基本台帳事務に係る負担軽減方策

第1回WG資料

- 住民基本台帳事務のうち、**市町村窓口や郵送で行われている住民票の写しの交付請求の削減**を検討してはどうか。

行政機関・法人等

住民

市町村

※窓口・郵送で紙の住民票の写しの請求を行う手間

※窓口・郵送で紙の住民票の写しを交付することに伴う事務負担

住民票の写し等を提出

住民票の写し等の交付請求

住民票の写し等の交付

住民票の写し等の交付請求

住民票の写し等の交付

住民基本台帳

・氏名
・生年月日
・マイナンバー
・住所
・性別
・世帯情報
・戸籍の表示 等

地方公共団体情報システム機構

住基ネット

本人確認情報（氏名・生年月日・性別・住所・マイナンバー等）を通知

住民基本台帳に記載

住基ネット全国サーバ
都道府県サーバ

住民異動届（転入・転居等）

転入・転居に伴う
マイナンバーカードの記載事項変更届出
電子証明書の発行申請

マイナンバーカードの券面や
電子証明書を利用した
各種手続

マイナンバーカードの交付
電子証明書の記録

マイナンバーカードの交付申請
電子証明書の発行申請

マイナンバーカードの発行
電子証明書の発行

マイナンバーカード管理システム
公的個人認証システム

住民票の写しの交付

転入・転居等

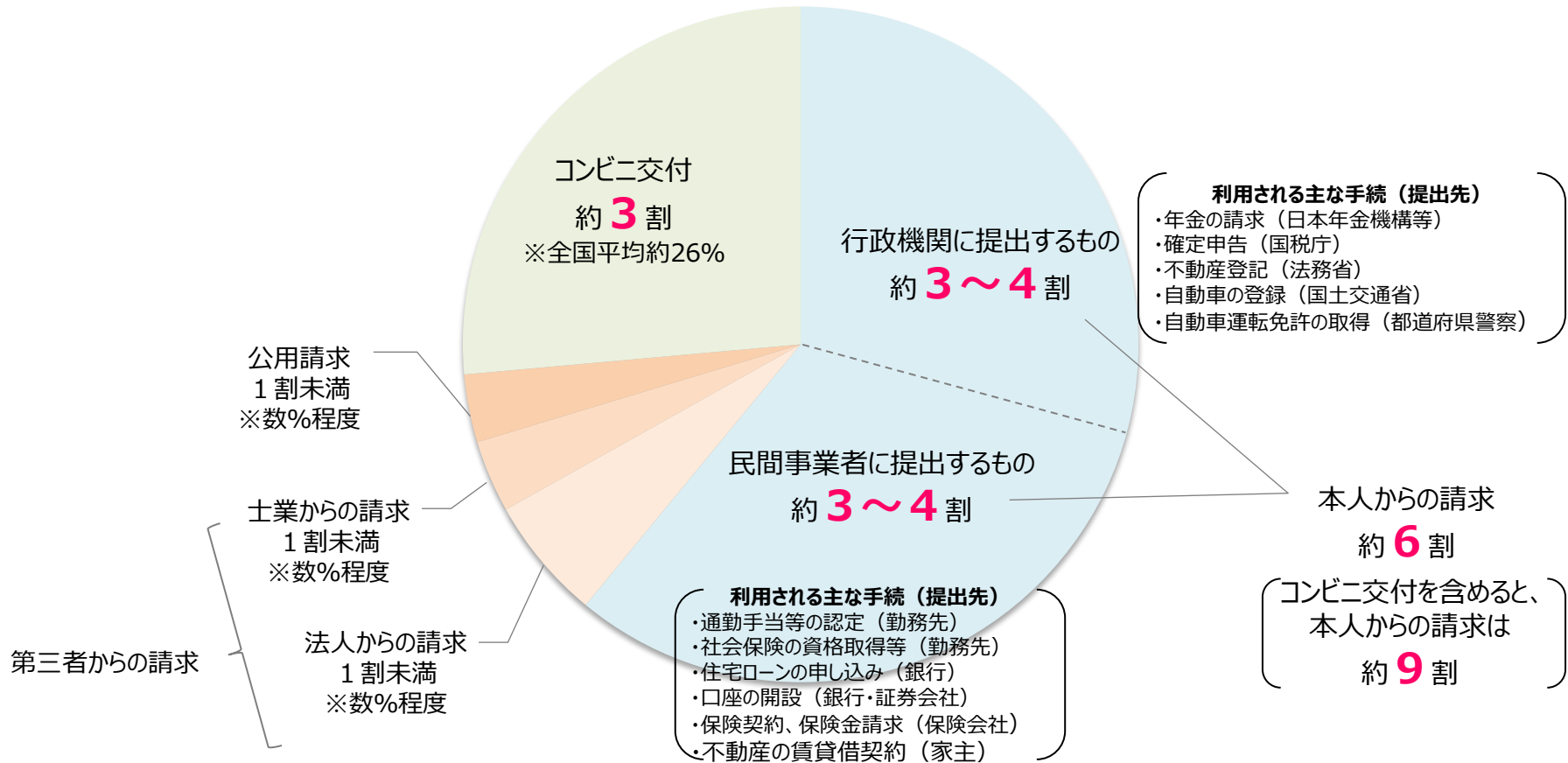
カード交付等

→ : 住民基本台帳関係
→ : マイナンバーカード関係

住民票の写しの交付件数の内訳

- 住民票の写しの請求主体や、本人からの請求の場合の提出先について、各団体におけるサンプル調査の結果を踏まえると、団体毎に実情は異なるものの、概ね以下のような状況であると考えられる。

住民票の写しの請求主体/本人請求の場合の提出先（イメージ）



※コンビニ交付の割合は、令和5年のコンビニ交付件数/年間交付件数により算出

※コンビニ交付以外のものについて、「本人からの請求」「法人からの請求」「土業からの請求」「公用請求」の割合は、市町村によるサンプル調査の結果を参考に算出

- 住民票の写しの交付件数を削減するには、**割合が大きい「本人からの請求」を中心に検討を深める必要があるのではないか。**「本人からの請求」は、**更に、「本人が行政機関に提出するもの」「本人が民間事業者へ提出するもの」に分けて検討する必要があるのではないか。**

住民票の写しの提出先・提出先において確認している情報（本人が交付を受け、行政機関に提出する場合）

- 本人が住民票の写しの交付を受ける場合について、主な提出先（行政機関）と提出先が確認している情報は以下のとおりであり、**本人の4情報を確認している場合が多い。**

提出先	手続	提出先において確認している情報							
		本人の情報			本人以外の世帯員の情報				
		4情報	個人番号	本籍	4情報	続柄	個人番号	本籍	備考
日本年金機構/各共済組合	厚生年金の請求手続等	○							通常、住基ネットで情報を取得するため住民票の写しの提出は不要 ※日本年金機構では、年金原簿に個人番号が登録されておらず、かつ年金請求時に個人番号の届出がなかった者にも住民票の写しの提出を求めている
法務省（法務局）	不動産登記 ※司法書士等により行われる場合がある	○							オンライン申請（マイナンバーカードの署名用電子証明書を利用）を利用すれば、住民票の写しを省略可能 ※職権による住所等変更登記（R8.4～）でも住基ネットが活用される予定（住民票の写しを省略可能）
国土交通省	自動車の登録 ※自動車販売店経由で登録が行われる場合がある	○	既に、住基ネットやマイナンバーカード（電子証明書）の利用により、住民票の写しの省略が進んでいる手続						オンライン申請（マイナンバーカードの署名用電子証明書を利用）を利用すれば、住民票の写しを省略可能 ※氏名・住所変更の申請については、住基ネットを用いて住民票の写しの提出を省略可能
都道府県（警察）	自動車運転免許の取得手続	○		○					※マイナ免許証の本籍情報変更手続には、戸籍電子証明書を利用すれば、住民票の写しを省略可能

（国土交通省・不動産流通経営協会・全国宅地建物取引業協会連合会・全日本不動産協会へのヒアリング結果、日本年金機構・警察庁・法務省のホームページ情報を元に総務省において作成。）

- 4情報を確認する手続については、**既に、住基ネットによる行政機関間のバックヤード連携やマイナンバーカード（電子証明書）を用いたオンライン申請により、住民票の写しの省略を進めており、これらの取組をさらに進めることが重要か。**また、住民票の写しが省略された手続であっても、住民が住民票の写しを提出している可能性があり、**住民票の写しが省略可能であることについて、各省庁における周知広報に工夫が必要な面もあるか。**
- 本籍情報や世帯員の情報を確認する手続については、行政機関間のバックヤードでの情報連携の手法（例；戸籍電子証明書、公共サービスメッシュ等）の更なる活用を、今後検討することが考えられるか。

住民票の写しの提出先・提出先において確認している情報（本人が交付を受け、民間事業者に提出する場合）

- 本人が住民票の写しの交付を受ける場合について、主な提出先（民間事業者）と提出先が確認している情報は以下のとおりであり、**本人の情報に加え、世帯員の情報を確認している場合が多い。**

提出先	手続	提出先において確認している情報※							
		本人の情報			本人以外の世帯員の情報				
		4情報	個人番号	本籍	4情報	続柄	個人番号	本籍	備考
勤務先	通勤手当の認定、住居手当の認定	○							
	扶養手当の認定、単身赴任手当の認定	○			○	○			配偶者、被扶養者の情報を確認
	社会保険（健康保険、厚生年金、雇用保険等）の資格取得／喪失、被扶養者異動、育児休業関係手続	○	○		○	○			配偶者、被扶養者の情報を確認
	所得税の特別徴収異動届、特別徴収切替申請	○	○						
銀行	住宅ローンの申し込み ※不動産会社を経由して手続が行われることがある。	○			○	○			世帯構成、在留資格の有無を確認
	銀行口座の開設	○	○						
証券会社	証券口座の開設	○	○						
保険会社	保険契約、保険金請求手続（死亡、年金支払開始等）	○	○						
家主	不動産の賃貸借契約 ※不動産会社を経由して手続が行われることがある	○			○	○			居住者本人・世帯員（家族で入居する場合）の情報を確認

※一般的な例であり、事業者により取扱いが異なることがあり得る。

（地方公共団体情報システム機構人事担当部局・総務省人事担当部局・全国銀行協会・不動産流通経営協会・全国宅地建物取引業協会連合会・全日本不動産協会へのヒアリング結果、銀行・証券会社のホームページ情報を元に総務省において作成。）

口座開設時にマイナンバーカード（電子証明書）を利用してオンライン手続を行えば、公的個人認証を活用した最新4情報提供により、最新の住所等を確認可能

マイナンバーカード・電子証明書（スマホ搭載含む）で確認可能な手続

- 4情報や個人番号を確認する手続について、民間事業者は住基ネットを利用できないものの、マイナンバーカードの券面・電子証明書で情報を確認できるほか、口座開設手続等を公的個人認証を用いてオンラインで行った場合、その後も最新4情報提供により住所情報等を確認可能。**マイナンバーカードの普及が進んだことを踏まえ、**最新4情報提供の活用促進を図ることが重要か。**
- 世帯員の情報を確認する手続については、住民票の写し以外の手段がないことから、住民票の写しの取得に係る利便性向上方策を検討する必要があるか。**

住民票の写しの交付件数を削減するための方策/住民票の写しの取得に係る利便性向上策

- 以上を踏まえると、**住民票の写しの交付件数を削減するための方策**や**住民票の写しの取得に係る利便性向上策**は、**以下のよう**に考えられるのではないかと。

交付請求の主体等

方策

① 本人からの請求

行政機関に提出するもの
民間事業者へ提出するもの

② 行政機関からの公用請求

③ 第三者からの請求

法人からの請求
士業からの請求

民間事業者向けの情報提供

① 住民票の写しの交付件数を削減する方策

- A: マイナンバーカードの券面・電子証明書による4情報確認の促進
- B: (住所変更等があった場合) 公的個人認証を活用した最新4情報提供の利用促進

② 住民票の写しの取得に係る利便性向上策

- A: コンビニ交付の利用促進
- B: 住民票の写しの電子交付の検討 ※今回議論頂く部分

行政機関向けの情報提供

住基ネットの利用促進・徹底

民間事業者向けの情報提供

①住民票の写しの交付件数を削減する方策

A：マイナンバーカードの券面・電子証明書による4情報確認の促進

B：（住所変更等があった場合）公的個人認証を活用した最新4情報提供の利用促進

②住民票の写しの取得に係る利便性向上策

A:コンビニ交付の利用促進

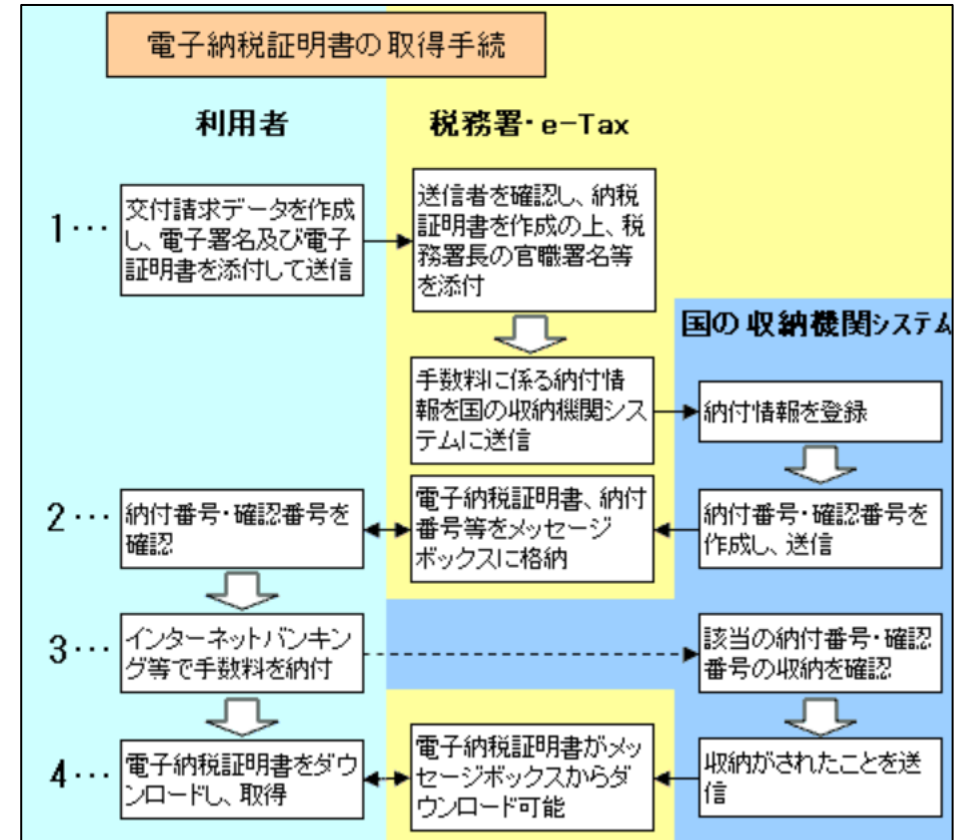
B:住民票の写しの電子交付の検討

- 他制度における公的証明書の電子交付としては、既に納税証明書（国税）の電子交付が開始されている。

納税証明書（国税）の電子交付の概要

	納税証明書（国税）の電子交付	（参考）住民票の写しのコンビニ交付
証明書を請求する者	本人 ※代理人による請求も可能	本人
法令上の根拠	国税通則法第123条 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条	住民基本台帳法第12条
電子交付に対応している証明書	納税証明書 ・納税額等の証明 ・所得金額の証明 ・未納税額の証明 ・滞納処分を受けたことがないことの証明	・住民票の写し ・住民票記載事項証明書 ※このほか、印鑑証明書、税証明書、戸籍証明書、戸籍の附票の写しにも対応
交付形式	電子データ ・PDF形式 ・XML形式	紙
手数料の額	370円	自治体により異なる
手数料の納付方法	インターネットバンキング等	現金（コンビニのキオスク端末）
改ざん防止措置	・PDF形式:内容確認用QRコード ・XML形式:税務署長の電子署名	スクランブル画像

（参考）電子納税証明書の取得イメージ



（出典：国税庁HP）

- e-TAXで取得可能な電子納税証明書について、記載事項とセキュリティ対策は以下のとおり。

電子納税証明書 (PDF) の様式

- モノクロプリンターで印刷する白黒の証明書です。
- 証明書には、プリンターで印刷可能な各種加工が施されています。
- 証明書の左下に、証明内容を確認するためのQRコードが印刷されています。

電子受取 (PDF)

納税証明書 (その1 納税証明用紙)

納税者の住所・氏名 (所在地・名称)

税目

証明内容

発行番号

発行日

税務署長名

署長印

電子発行表示

QRコード

国税庁ホームページの「納税証明書確認コーナー（令和3年7月公開）」で証明内容を確認できます。

QRコードは、画面上のウェブの登録商標です。

特殊潜像模様
国税マークの上にレンチキュラーレンズ (60Lpi) を重ねると潜像の「国税」「NTA」が発現します

マイクロ文字
とても小さい字で「TAX」と表示されています

レリーフ模様
国税マークとTAXがふっくらと立体的に表現されています

年度及び区分	納付すべき税額	納付済額	未納税額	法定納税期等
(H)平成31年(1/1～1/31)				
(Q)令和1年(1/1～1/31)				
(H)令和2年(1/1～1/31)				
(Q)令和2年(12/1～1/31)				
計				

記載事項

- 証明書の種類名
- 納税者の住所(所在地)
- 氏名(名称)
- 税目
- 証明内容
 - 年度及び区分
 - 納付すべき税額
 - 納付済額
 - 未納税額
 - 法定納付期限等
- 発行番号
- 発行日
- 税務署長名
- 署長印
- 電子発行表示
- QRコード（証明内容確認用）

セキュリティ対策

本人確認措置		
取得時にマイナンバーカード等の電子証明書による認証		
改ざん防止措置		
PDF形式の場合	マイクロ文字	複写すると文字が潰れる
	レリーフ模様	複写するとレリーフが潰れる
	QRコード	QRコード付納税証明書確認コーナー（国税庁HP）で証明内容の一致を確認
	特殊潜像模様	専用のレンズを用いて潜在画像を確認
XML形式の場合	税務署長の電子署名	電子署名の有効性を確認

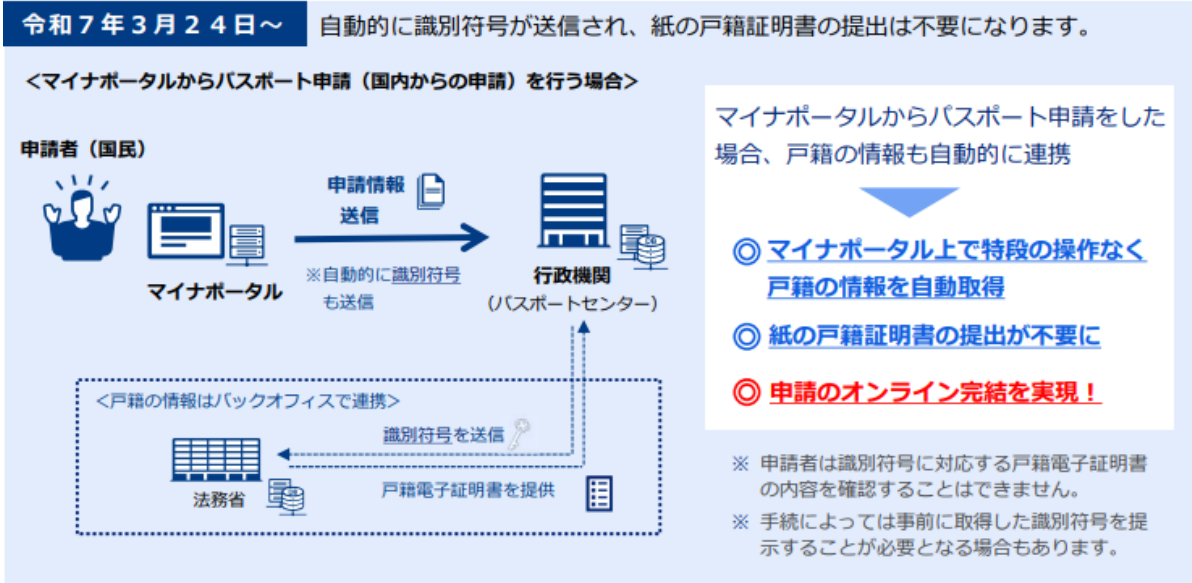
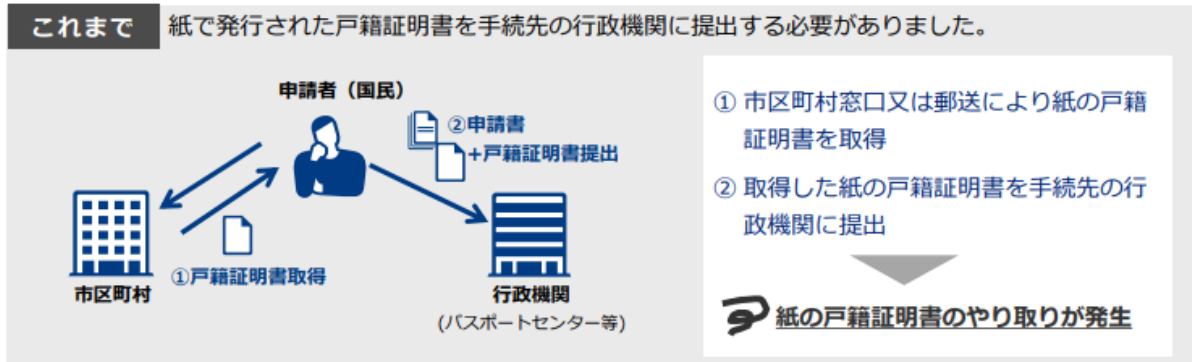
戸籍電子証明書

- 戸籍については、本人の申請に基づき、戸籍情報を法務省から他の行政機関に連携する仕組み（戸籍電子証明書）が開始されている（本人に証明書を電子的に交付する仕組みではない）。

戸籍電子証明書の電子交付の概要

	戸籍電子証明書の電子交付
情報を取得する者	行政機関 ※本人からの請求に基づき、法務省から行政機関に直接情報を提供
法令上の根拠	戸籍法第120条の3
電子交付に対応している証明書	・戸籍電子証明書 ・除籍電子証明書
交付形式	電子データ ・PDF形式 ・テキスト データ形式 ※R7年3月時点では、旅券申請手続、在外公館における身分関係事項等に関する証明手続、マイナ免許証の本籍情報変更で利用可能
手数料の額	無料 ※マイナポータルからの請求の場合
手数料の納付方法	—
改ざん防止措置	法務大臣の電子署名

（参考）戸籍電子証明書の取得イメージ



（出典：法務省HP）

- 戸籍電子証明書について、記載事項とセキュリティ対策は以下のとおり。

記載事項

- 戸籍内の各人について記載
 - 氏名
 - 本籍
 - 生年月日
 - 実父母の氏名
 - 実父母との続柄
 - 夫又は妻である旨
 - 出生地
 - 出生届の届出日及び届出人
 - 婚姻日
 - 配偶者氏名
 - 従前戸籍

セキュリティ対策

本人確認

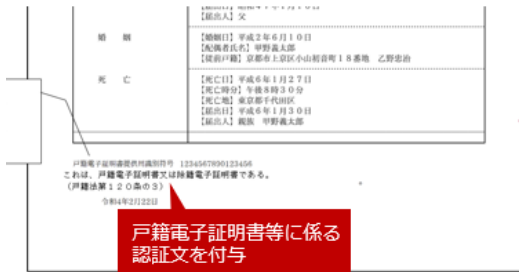
(マイナポータルで取得する場合)
マイナポータルログイン時にマイナンバーカードの電子証明書による認証
(市町村窓口で取得する場合)
本人確認書類による本人確認

改ざん防止措置

法務大臣の電子署名

電子署名の有効性確認により
改ざん有無を確認

<提供イメージ (PDFファイル)>



<提供イメージ (テキストファイル)>

```
<koseki:身分事項>
<koseki:出生 事件種別="出生">
  <koseki:出生日>
    <koseki:年号>昭和</koseki:年号>
    <koseki:年>46</koseki:年>
    <koseki:月>6</koseki:月>
    <koseki:日>21</koseki:日>
  </koseki:出生日>
  <koseki:出生地>東京都千代田区</koseki:出生地>
  <koseki:届出日>
    <koseki:元号>昭和</koseki:元号>
```

※ 各行政機関が必要な項目を指定

全部事項証明	
本籍	東京都千代田区平河町一丁目4番地
氏名	甲野 義太郎
戸籍事項 戸籍編製	【編製日】平成23年4月1日 【改製事由】平成6年法律第51号附則第2条第1項による改製
戸籍に記録されている者	【名】 義太郎 【生年月日】昭和46年6月21日 【配偶者区分】 夫 【父】 甲野幸雄 【母】 甲野松子 【続柄】 長男
身分事項 出生	【出生日】昭和46年6月21日 【出生地】 東京都千代田区 【届出日】昭和46年6月25日 【届出人】 父
婚姻	【婚姻日】平成2年6月10日 【配偶者氏名】 乙野梅子 【従前戸籍】 東京都千代田区平河町一丁目4番地 甲野幸雄
戸籍に記録されている者	【名】 梅子 【生年月日】昭和47年1月8日 【配偶者区分】 妻 【父】 乙野忠治 【母】 乙野幸子 【続柄】 長女
身分事項 出生	【出生日】昭和47年1月8日 【出生地】 京都市上京区 【届出日】昭和47年1月10日 【届出人】 父
婚姻	【婚姻日】平成2年6月10日 【配偶者氏名】 甲野義太郎 【従前戸籍】 京都市上京区小山西町18番地 乙野忠治

<対象の戸籍証明書>

- コンビニ交付で取得できる住民票の写しについて、記載事項とセキュリティ対策は以下のとおり。

住民票の写し

氏名	生年月日	性別	住民となった年月日
佐藤 太郎	昭和40年10月10日	男	昭和62年4月1日
住所	北東京市桜町77番地9-101		
世帯主	佐藤 太郎		
前住所	南東京市桜町120番地45		
本籍	東京都東京市東区北00条東116丁目5		

（以下省略）

この写しは、世帯全員の住民票の原本と相違ないことを証明する。

平成22年 1月27日
北東京市 市長 山田 太郎

東京都
北東京
市長之印

10001201001275000123456789000000001000000010001

記載事項

- 氏名
- 旧氏
- 生年月日
- 性別
- 世帯主の氏名及び世帯主との続柄※
- 戸籍の表示(本籍・筆頭者)※
- 住民となった年月日
- 住所、住所を定めた年月日
- 届出の年月日、転入前住所
- 個人番号※
- 発行日

※の項目は、特別の請求がない限り、全部又は一部の記載を省略可能

セキュリティ対策

本人確認

取得時にマイナンバーカードの電子証明書による認証

改ざん防止措置

けん制文字

複写すると「複写」という文字が現れる

スクランブル画像

証明書複合画像表示システムで住民票の写しの情報との一致を確認

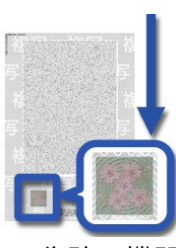
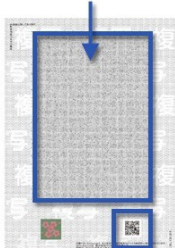
偽造防止検出画像

画像確認機器で映し、潜在画像を確認

①けん制文字

②スクランブル画像

③偽造防止検出画像



画像確認機器で映すと潜在画像が浮かび上がる。

(出典；地方公共団体情報システム機構ホームページ)

住民票の写し・電子納税証明書・戸籍電子証明書の比較

第3回WG資料

		住民票の写し（コンビニ交付）	電子納税証明書	戸籍電子証明書
交付媒体		紙	電子データ （PDF形式とXML形式がある）	電子データ （PDF形式とテキストファイル形式がある）
主な記載事項		氏名 住所 生年月日 性別 続柄 本籍 個人番号 これらについて、 世帯員の情報 も取得可能	氏名 住所 税目 年度及び区分 納税額等 税務署長印	氏名 本籍 生年月日 実父母の氏名・続柄 出生地 配偶者氏名 従前戸籍 同一戸籍内の 各人について 記載
交付対象者		本人	本人	行政機関 （注：交付の流れ） ①本人が法務省から識別符号（対象者の戸籍電子 証明書を一意に特定する符号）を取得し、行政機関 に符号を送付 ②行政機関が、戸籍情報連携システムに識別符号を 入力して戸籍電子証明書を取得 ※本人は、戸籍電子証明書の内容を確認できない
主な用途	行政	厚生年金の請求、確定申告 等	入札参加資格申請	パスポート申請、マイナ免許証の本籍更新申請
	民間	銀行口座の開設、ローン申請 等	ローン申請	－（現時点では行政機関にのみ提出可能）
本人からの提出方法		紙で相手方に提出	電子データを相手方に送信	識別符号を相手方行政機関に送付 ※本人は、戸籍電子証明書の内容を確認できない
本人確認措置		マイナンバーカードの電子証明書	マイナンバーカード等の電子証明書	（マイナポータル経由で識別符号を取得する場合） マイナンバーカードの電子証明書 ※市町村窓口でも取得可能
改ざん 防止措置	複写防止	けん制文字	（PDF形式の場合） マイクロ文字・レリーフ模様	－（特段の制限なし）
	偽造防止	スクランブル画像・偽造防止検出画像	（PDF形式の場合） QRコード・特殊潜像模様 （XML形式の場合） 税務署長の電子署名	法務大臣の電子署名

住民票の写しの電子交付に係る論点①

- 「住民票の写しの電子交付」については、**これまでの議論を踏まえると以下のような論点が考えられるか。**

論点①

「住民票の写しの電子交付」について、電子納税証明書や戸籍電子証明書との違いはどのような点にあるか。

- 電子納税証明書は、本人に対して交付される仕組みであるが、①交付件数、②記載される情報、③提出先・用途 に関し、以下のような違いがある。

①交付件数

住民票の写しの交付件数（紙媒体を含む。）は年間約5,553万件（令和5年）であり、納税証明書と比較しても極めて多い。

②記載される情報

住民票の写しには、本人や世帯員の4情報、個人番号、本籍情報が記載されている。一方、納税証明書には、本人の氏名、納税額、所得金額等が記載されている。本人に関する機微な情報を含む点では共通するが、住民票の写しには、本人以外の世帯員の情報が含まれている点で異なる。

③提出先・用途

納税証明書は、民間事業者については、金融機関に対し融資（住宅ローン等）の申し込み等で提出されており、用途は一定の場合に限られる。一方で、住民票の写しは、勤務先や家主も含め、より幅広い民間事業者に対して提出される。また、住民票の写しは、記載された住所等を確認するだけでなく、それ自体が本人確認書類として官民の様々な手続で利用されている。

- 戸籍電子証明書は、本人に対してではなく行政機関に対して交付される仕組みであり、「住民票の写しの電子交付」が想定する利用シーンとは異なる。

住民票の写しは、本人以外の情報を記載事項に含むほか、官民を通じた手続で**本人確認手段として幅広く活用**されており、「**住民票の写しの電子交付**」については、**住民票の写しの特性を踏まえた上で、より丁寧な検討が必要**ではないか。

住民票の写しの電子交付に係る論点②

論点②

「住民票の写しの電子交付」を行う場合のリスクとして、どのようなことが考えられるか。

- 個人情報保護委員会が公表している「PIA の取組の促進について—PIA の意義と実施手順に沿った留意点—」※では、以下の点があるが、民間事業者における個人情報の取扱いにおけるリスク要因として挙げられている（紙媒体、電子媒体に共通）。

※民間事業者において個人情報を取り扱うに当たり、事前の対策としてPIA（個人情報保護評価）を行う際の留意点を示したもの。

PIA の取組の促進について —PIA の意義と実施手順に沿った留意点—（2021年6月30日個人情報保護委員会）抜粋 ※赤字は事務局において加筆

II. PIA の実施手順に沿った留意点

3. リスクの特定

（略）事業者側のリスク要因として、以下の着眼点が考えられる。なお、これらはあくまで例示であり、リスク要因は、事業の性質等によって変わり得ることに留意が必要である。利用目的の通知や同意の取得が本人に分かりやすい形で行われるか。

- 本人が、自らの個人情報等がどのように取り扱われることとなるか、利用目的から合理的に予測・想定できるか。
- 個人情報等が過剰に収集される可能性がないか。
- 本人からの各種請求への対応は滞りなく行われるか。
- 権限のない者が個人情報等に不正にアクセスする可能性がないか。
- 個人情報等の紛失、盗難又は不正に持ち出される可能性がないか。 →（例1）
- 不適正な個人情報等の編集、紐づけ、分析等の利用が行われる可能性がないか。 →（例2）
- 不必要に保有し続ける情報がないか。

- その上で、紙媒体と比較した電子媒体の一般的特性として、複写した場合に原本との区別が困難であることや受け渡しが容易であること、記載されている情報のリスト化が容易であること等がある。これらを踏まえると、住民票の写しの電子交付を行う場合、次のようなリスクが高まるおそれがある。

（例1） 本人から住民票の写し（電子データ）の提出を受けた相手方事業者において、悪意のある職員により電子データがコピーされる可能性がある。コピーされた電子データが本人確認書類として使われ、本人の知らないところで本人になりすまして契約が行われることが考えられる。

（例2） 契約手続の中で本人から住民票の写し（電子データ）の提出を受ける相手方事業者において、契約者から取得した電子データがストックされ、事業者内で電子データごと共有される可能性がある。当該電子データを用いて本人以外の世帯員の情報も含めた情報がリスト化され、利用目的外の活動に用いられることが考えられる。

- 住民票の写しは、例えば、運転免許証の新規取得や金融機関へのローンの申し込み等、官民を通じた幅広い手続で本人確認書類として使われている。
- 電子データはコピーが可能であり、紙の住民票の写しに比べて複写が容易。例えば、コンビニで交付された紙の住民票の写しについては、複写された場合に複写である旨が分かるよう、けん制文字が組み込まれている。

このようなリスクや課題をクリアする方策があるかという観点で検討を進めることが必要ではないか。

住民票の写しの交付件数を削減するための方策（住民票の写しの電子交付）

第3回WGにおける主な議論

- ・ 住民票の写しの電子交付が可能になると、コンビニ交付の利用が減る可能性があることを念頭に置いて検討を行うべき。また、電子化に係るリスクについては、紙での交付でも同様のリスクはあり得るので、交付を求める理由や提出先を確認することにより、リスクを軽減することが考えられるのではないか。
- ・ 電子化に係るリスクのうち、紙と異なるものとして、紙で交付されたものはコピーされたとしても、原本かどうかの判断が容易につくが、電子媒体の場合は原本とコピーしたものの区別が容易ではない点がある。
- ・ PIAの枠組みを用いてリスク分析を行うことは有効。電子データについては原本とコピーとの区別の問題に加えて、一般的に元々紙でできているデータと比べて編集や検索等が容易であることなどからリスクが高まる部分はある。また、合法・非合法を問わず、交付された本人から第三者に提供されていく過程でのリスクが大きいため、PIAにならって、個人情報の収集、保管・利用・提供、廃棄のフローに従い、各段階における具体的なリスクと、それに対する個人情報保護法等の規制の現状を整理できるとよい。また、個人情報保護に関するデータ最小化の原則から考えれば、そもそも住民票の写しの提出を求めている場合に、提出先において必要な最小限の情報を求めているのか、本当に住民票の写しでないといけなのかも重要な観点ではないか。
- ・ 住民票の写しを提出させている手続について、必ずしも、住民票の写しに記載されている情報全てを確認しているわけではないと思われる。例えば、住民票記載事項証明書や（世帯情報を除いた）本人分のみを交付することが適切な場合もあるのではないか。
- ・ 昔は全ての住民が身分証明書を所持していたわけではないので、本人確認書類として住民票の写しが使用されていたと思われる。一方で、ここ数年で本人確認に伴うリスクに対する考え方が変わってきており、顔写真付きの証明書により本人確認を行うことが通常になってきている。このため、住民票の写しによる本人確認について今後どうなるかという点は留意が必要。また、単身者についても、本当に同居人がいないことを確認するために、住民票の写しを求めているということがあるかもしれないが、ここにメスを入れようとする、独身証明書ならぬ、単身証明書を作れという議論になってしまうと思われる。
- ・ 電子交付については、原本性の要件について整理が必要。技術的には、渡した相手方しか見れないような仕組みや、原本性を問われるときにはQRコードで検証する等、方法はあると思うが、厳しくし過ぎると不便になってしまう。また、コスト面や民間での利用ケースに合致しているかなど精査する必要がある。
- ・ 住民票の写しの利用目的に鑑みると、将来的に、住民の情報を相手方に提供するサーバなどを用いて、住民票の写しでない形で情報提供ができれば、リスクを低減することができるのではないか。また、マイナンバーカードの券面事項を用いた本人確認については、券面の改ざん防止対策を理解した上で、券面を見てもらう必要があるが、それを徹底することは難しいので、ICチップの情報をを用いて確認を行うようにすべき。

住民票の写しの交付件数を削減するための方策（住民票の写しの電子交付）

第3回WGにおける主な議論（続き）

- ・ 住民票の写しの電子交付については、紙を電子データにしたときにどんなリスクがあるかという点のほか、データの提供方法も精査する必要がある。また、民間では世帯の続柄を確認している場合が多いようだが、住民票の写しの用途として、一番ニーズが高いところはどうアプローチするかという観点も重要。
- ・ 住民票の写しについては、制度上は本人が請求する場合は用途を書く必要はなく、取得者本人に使用方法が委ねられるので、制度として用途を縛ることは難しい。電子データの原本とコピーを識別する方策については、ブロックチェーンなどを用いれば可能かもしれないが、コストとの兼ね合いを鑑みる必要もある。また、住民票の電子交付を導入しても、コンビニ交付の利用者が活用することとなり、自治体の事務負担軽減にはつながらない点にも留意が必要。
- ・ 日本版DBSについては、個人に対して犯罪歴の有無を証する書類を交付する制度にはならなかった。これは、個人に証明書を交付してしまうと、企業が採用時に当該証明書を提出させる風潮ができてしまう恐れがあったため。
- ・ 海外でも、個人の情報を相手方に選択的に提供することや、提供された情報が様々なところに譲渡されないようにしていくという議論が始まっているが結論に至るまでは相当時間がかかりそうな印象を持っている。
- ・ 中長期的に見ると、今後、社会における本人確認の在り方や、個人の情報を相手方に提供する場合の考え方がどうなっていくかをしっかり押さえていく必要がある。その上で、住民票の写しの電子交付をどうするかということになるので、当面の間はコンビニ交付の利用促進が必要、ということになるのではないか。なお、一般的に、デジタル化にあたっては、従来のアナログの手段と比してリスクが増加していなければ良いのではないかという考え方はある。また、デジタル化によるメリットに鑑みて、増加するリスクを受容することもありうるが、電子交付を導入しても自治体の窓口負担が減るわけではないことを考慮する必要がある。
- ・ 住民票が電子的にコピーされることがネックであれば、今ある技術でそれをクリアする方法はあると思うが、それが複雑になりすぎないか、民間のユースケースに適合するかなどを含めて検討する必要がある。

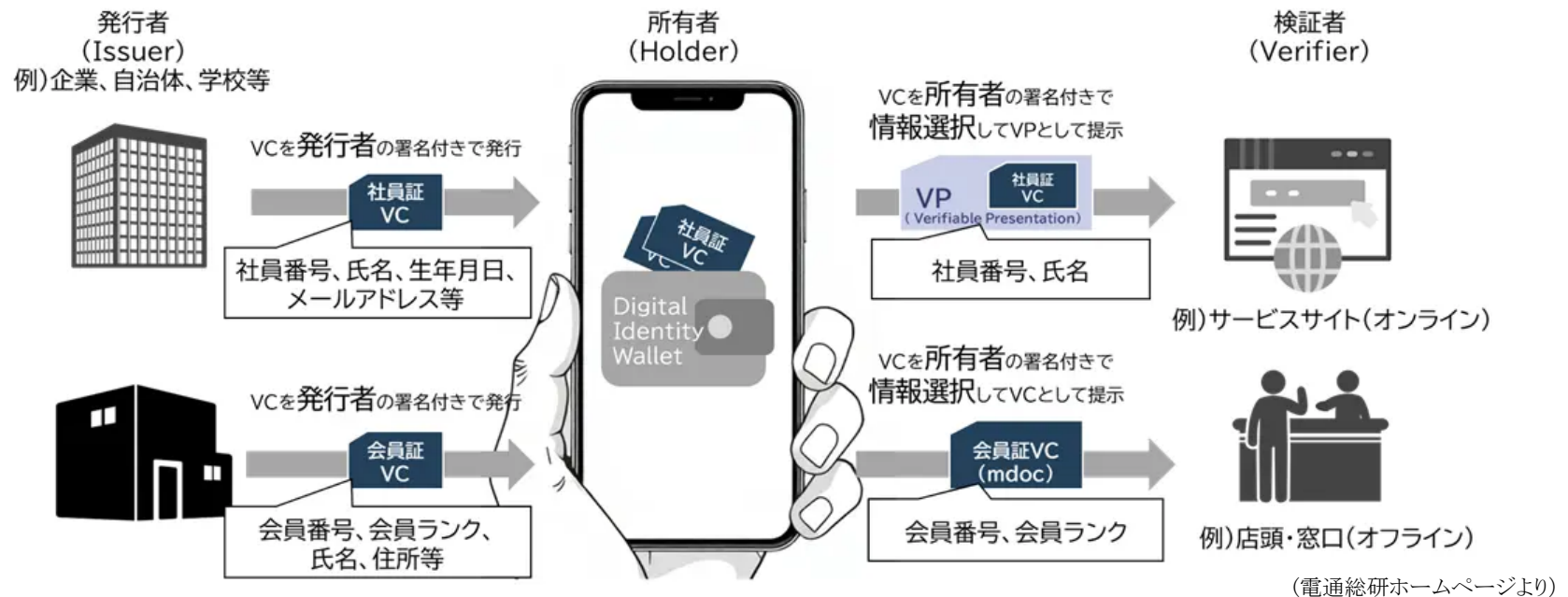
（WG終了後に構成員から頂いたご意見）

- ・ 電子的にコピーされることを今ある方法でクリアする方法としては、例えば、マイナンバーカードのスマートフォン搭載で利用される「mdoc」やワクチン接種証明書で使われた「VC（Verifiable Credential）」等が考えられるのではないか。要求される原本性や想定される脅威も併せて考える必要があると考えられる。

VC (Verifiable Credential)

- **VC (Verifiable Credential)** は、デジタル署名による真正性確保・改ざん防止等の機能を持つ汎用的で機械可読なデータ形式である（マイナンバーカードのスマートフォン搭載で利用される「mdoc」も広義のVCの一種）。
- 発行者がVCとして発行した証明書について、**DIW (Digital Identity Wallet)** を用いることで、**所有者本人の端末において証明書を管理できるほか、証明書情報のうち必要な情報のみを検証者に提示すること等**が出来る。

VC (Verifiable Credentials) のイメージ



- 企業や自治体、学校などの発行者（Issuer）が、保有する情報をVCに格納して所有者（Holder）に発行。
- 所有者（Holder）は端末に搭載されたDIW（Digital Identity Wallet）でVCを管理し、サービスの利用時に、VCをサービス事業者である検証者（Verifier）に提示（VP（Verifiable Presentation））。この際、所有者は、VCから一部の情報を選択してサービス事業者に提示可能。
- 検証者は、提示されたVP・VCのデジタル署名等の検証を通じて、証明書の真正性・非改ざん性・有効性等を確認。

デジタル庁「VCの活用におけるガバナンスに関する有識者会議」①

- デジタル庁では、本年3月以降、「VC（Verifiable Credential (VC/VDC) の活用におけるガバナンスに関する有識者会議」を開催している。

1. 趣旨・目的

本会議は、近年、デジタル署名による真正性・改ざん防止等の機能を実現することができる機械可読かつ汎用的なデータ形式・データ流通形態として注目されている、Verifiable (Digital) Credential（以下「VC」とする。）に関し、今後の適切な利活用を促進するため、現行の法令・制度との関連性を踏まえ、その利用プロセス（発行・管理・検証等）に係る留意点を整理するとともに、今後の活用に向けたユースケースに関する議論を行うことを目的とする。

2. 検討内容

○VCの利用プロセス（発行・管理・検証等）に係る留意点の整理

- ・VCの発行者（Issuer）が満たすべき要件及び責任
- ・VCの適切な利活用に向けたその他留意点

○VCの利活用が見込まれるユースケース 等

3. 委員（敬称略）

板倉景子（Okta Japan株式会社 Regional CSO）

板倉陽一郎（ひかり総合法律事務所 パートナー弁護士）

笠井玲子（株式会社ローソン インキュベーションカンパニー デジタルソリューション推進部 シニアマネジャー）

佐古和恵（早稲田大学 理工学術院 教授）

瀧俊雄（株式会社マネーフォワード 執行役員グループCoPA Fintech 研究所長）

中村素典（京都大学 情報環境機構 IT基盤センター長・教授）

中村龍矢（株式会社LayerX 部門執行役員 AI・LLM事業部長）

富士榮尚寛（一般社団法人OpenIDファウンデーションジャパン 代表理事）

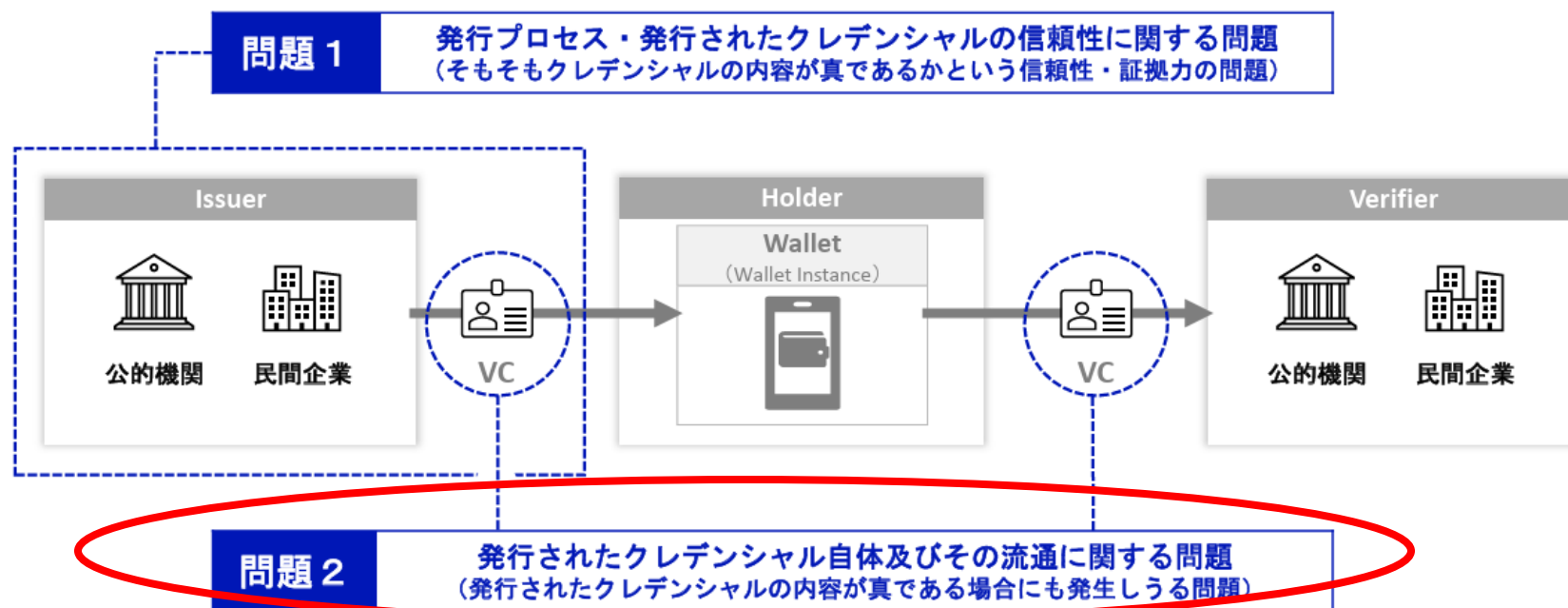
デジタル庁「VCの活用におけるガバナンスに関する有識者会議」②

- デジタル庁有識者会議における検討では、発行されたVC（クレデンシャル）の信頼性に関する問題のほか、その流通に関する問題についても議論の対象となっている。所有者(Holder)から相手方(Verifier)に渡ったデータについて、正当な所有者から提示されたものの確認、相手方における名寄せリスク、過剰なデータの開示といった課題についても、今後検討がなされる見込み。
- これらは、**本ワーキンググループで議論されている、①電子データの場合は原本と複製の区別が困難ではないか、②相手方に渡す情報は必要最小限のものとすべきではないか** といった論点にも関係すると考えられる。

4. 各種法令・制度・仕組みを踏まえたVCの利用

4-1. VC利用時の考慮事項のイメージ

各種法令・制度・仕組みにおいて取られている対策等も踏まえ、VCの利用に際し事故及び不正に繋がる問題例として下記が考えられるのではないか。また、不正利用時のリスクが大きい本人確認における利用においては、これらにとくに留意するべきではないか。



4. 各種法令・制度・仕組みを踏まえたVCの利用

4-1. VC利用時の考慮事項のイメージ

問題 1

発行プロセス・発行されたクレデンシャルの信頼性に関する問題（そもそもクレデンシャルの内容が真であるかという信頼性・証拠力の問題）

クレデンシャルに格納された内容に関する信頼性

- ・ クレデンシャル発行時の確認プロセス等の不備、不正確・古い情報に基づくクレデンシャルの発行 など

クレデンシャルのライフサイクル （ステータスの変化・失効管理等）管理に関する信頼性

- ・ 失効メカニズムの不備、有効期限の管理不足 など

クレデンシャルの発行者自体の信頼性

- ・ 正当な証明権者であるか（Authoritative source（権威ある情報元）へのアクセスを持つ者か）、管理体制、発行プロセスの透明性 など

3-2章
整理

問題 2

発行されたクレデンシャル自体とこの流通に関する問題（発行されたクレデンシャルの内容が真である場合にも発生しうる問題）

IssuerとVerifier間における認識の不一致 （クレデンシャルの機能等に関する誤解・誤認）

3-2章
整理

- ・ クレデンシャルの使用目的に関する認識の相違（本人確認と属性証明の誤解・誤認等）
- ・ クレデンシャルに記載された内容の機能に関する誤解（情報の最新性等）

Verifierにおける確認の不足

3-3章
整理

- ・ Walletから提示されたVCは正当な保有者から提示されたものか（Holder（人）とWalletのバインディング（結びつき）） など
- ・ クレデンシャルの発行者の確認、クレデンシャルの失効の確認 など

プライバシー、セキュリティ、その他利活用に関する問題

3-4章
整理

- ・ 名寄せリスク、過剰なデータの開示、Holderのウォレットのセキュリティ、QRコードやリダイレクトによる攻撃、相互運用性の欠如、運用者の移行・永続性 など

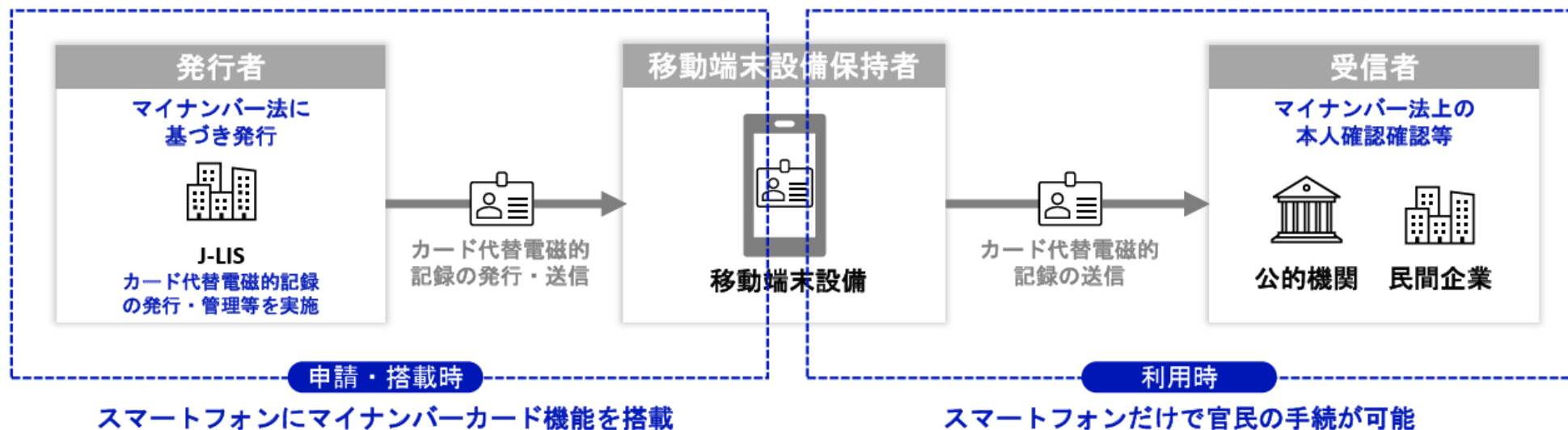
マイナンバーカードのスマートフォン搭載で利用される「mdoc」①

- ・マイナンバーカードのスマートフォン搭載で利用される「mdoc」はVCの一種とされており、住民票情報を電子的に相手方に渡す仕組みを検討する場合に、参考になると考えられる。
- ・マイナンバーカードのスマートフォン搭載は、法令上「カード代替電磁的記録」と位置付けられ、その発行手法・利用方法が厳格に規定されている。将来的に住民票情報につきVCの活用を検討する場合にも、それぞれの目的や活用される場面の違いを踏まえながら、法令上の取扱いについて整理が必要。

参考. マイナンバー法におけるカード代替電磁的記録

カード代替電磁的記録について

カード代替電磁的記録は、マイナンバーカードの機能をスマートフォンに搭載することを目的として、デジタル社会形成基本法等の一部改正法によるマイナンバー法の改正により新たに規定された。カード代替電磁的記録及びVerifiable Credentialは、いずれもスマートフォンにおいて活用できるデジタル証明書的一种であるが、カード代替電磁的記録は物理マイナンバーカードの「代替」たる電磁的記録として、法令によりその発行手法、利用手法が厳格に規定されている。



マイナンバーカードのスマートフォン搭載で利用される「mdoc」②

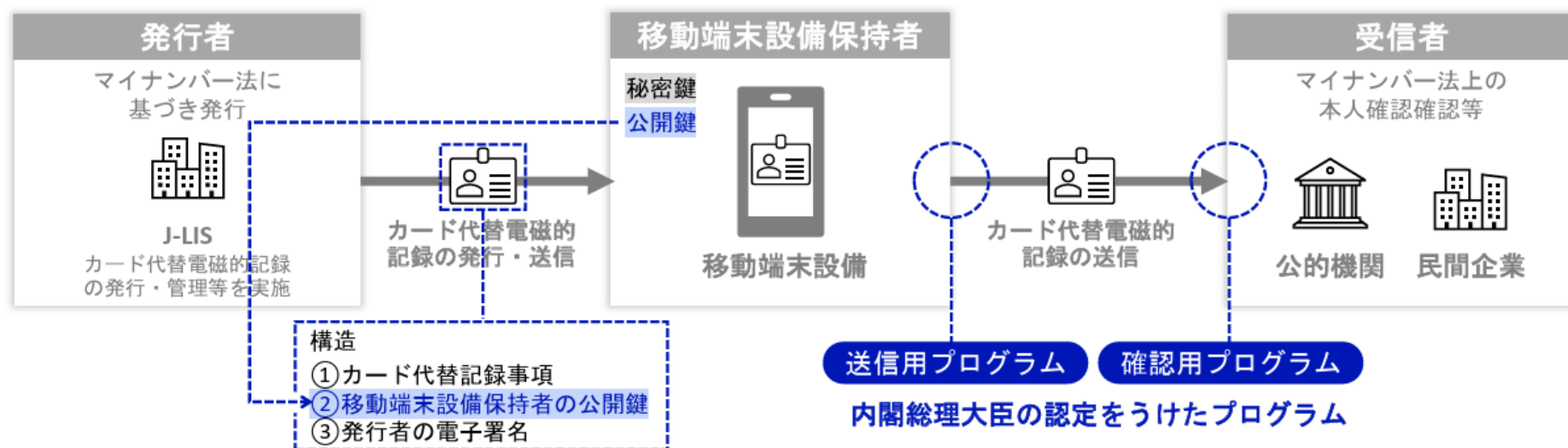
3. 各種法令・制度・仕組みとの関連及び留意点

参考. マイナンバー法におけるカード代替電磁的記録

カード代替電磁的記録の真正性や安全性

カード代替電磁的記録の発行者である地方公共団体情報システム機構（J-LIS）は、申請者の移動端末設備の公開鍵に機構の秘密鍵を用いて電子署名することが義務付けられており、これにより受信側は、発行者と送信者双方の署名を検証することで、**記録の真正性と送信者の同一性を確認できる**。

また、カード代替電磁的記録の利用に係る安全性を担保するため、カード代替電磁的記録の**送信用/確認用プログラム**に対し、**内閣総理大臣による認定制度が設けられている**。



(デジタル庁「VCの活用におけるガバナンスに関する有識者会議 第1回」資料より)

- 今後、VC等の技術やその利用が進展することが見込まれることを踏まえ、**本人の情報を相手方に電子的に送信する最新技術に関して、住民票の写しの情報についても活用可能か、引き続き検討を行うことが必要**ではないか。
- その際には、**なりすましや不要な情報が相手方に渡るリスクを最小化できるか**といった観点のほか、**費用対効果や民間におけるユースケースに合致するか**という点を踏まえて、**検討を行うべき**ではないか。

1. 住民基本台帳・マイナンバーカード関連事務に係る市町村の負担軽減方策
 - (1) 住民票の写しの交付等の住民基本台帳事務に係る負担軽減方策
 - (2) マイナンバーカード関連事務に係る負担軽減方策
 - (3) 住民基本台帳等関連システムの管理運用に係る負担軽減方策
2. 都道府県による住民サービスの提供に必要な住民情報の取得・活用方策

都道府県による住民サービスの提供に必要な住民情報の取得・活用方策について

- 近年、これまでは通常市町村が行っていた事務であっても、都道府県が自ら事務を行うような事例（給付金事務等）が出てきており、今後も、**都道府県が対住民サービスを行うため住民情報を取り扱う場面が増加することが想定される。**
- 一方で、都道府県は住民基本台帳を備えていないことから、**都道府県が必要とする住民情報を円滑に取得・活用できるようにする必要がある。**

（例）東京都「018サポート事業」

今年も継続決定！ 令和6年度に転入・出生した方は新たに申請が必要です！

東京に住む
0歳から18歳までの
子供たちへ

年間最大
60,000円
を支給します

親子のマイナンバーカードを
スマホにかざすことで
簡単・便利に申請
できます！

東京都の子供・子育て支援 **018** セロイチハチサポート

令和6年7月15日(月) までに申請 8月支給開始	令和6年11月15日(金) までに申請 12月支給開始	令和7年3月15日(土) までに申請 4月支給開始
---------------------------------	-----------------------------------	---------------------------------

都内在住の0歳から18歳までの子供を対象に月額5,000円を支給します
令和6年度の支給時期は8月、12月、4月の3回を予定しています

※令和5年度分の申請は、令和7年3月15日まで受け付けます。

スマホでカンタン申請方法は画面をご覧ください！

目が不自由な方のための音声ガイド

（例）大阪府「子どもたちへのお米・食料品配付事業」

子どもたちへのお米・食料品配付（第3弾）申請受付開始 フリップ①

◆物価高騰の影響が長期化する中、家計に占める食費の割合が大きい子育て世帯において、その影響を強く受けている状況を踏まえ、大阪府の全ての子どもたちに米または食料品を給付。

◆令和6年6月3日(月)9時00分 から第3弾の申請受付開始。

(1) 対象者
申請日において大阪府内に在住の
平成18年4月2日以後に生まれた子どもまたは妊娠している方（対象者数：約137万人）

(2) 給付物品
税込5,000円相当（送料を含む。）の以下①②のいずれかを対象者が選択
①お米PAYおさか（お米クーポン） ②お米または食料品

(3) 申請受付期間
令和6年6月3日(月)9時00分から9月2日(月)23時59分まで

(4) 給付物品の申込期限
令和6年10月31日(木)まで

今回、令和6年能登半島地震で被災された石川県と連携し、食料品に石川県産のお米や食料品を追加（51品目）

本事業に関するお問い合わせ：大阪府子ども食費支援事業コールセンター
TEL:0120-479-208 【開設時間】9時00分から18時00分まで（日祝日を除く。）
＜申請期間終了後は平日のみ＞

子どもたちへのお米・食料品配付（第3弾）給付物品について フリップ②

◆給付決定後、「お米クーポン」又は「お米又は食料品」のいずれかを選択。
◆今回は、被災地を応援するため、石川県と連携し石川県産品（お米や食料品）を追加。

①お米PAYおさか（お米クーポン）
スマホに5,000ポイントをチャージし、お米クーポン取扱店舗でお米を購入していただけます。

【取扱店舗例】府内約2,300店舗
スーパーマーケット、ドラッグストア、ホームセンター、個人米穀店等

②お米または食料品
食料品選択ページからご希望の食料品を選択いただくと、自宅へ直送されます。

【食料品の一例】約460品目
あきたこまち10kg 缶詰 インスタント食品 油セット

【石川県産品の一例】
(石川県産コシヒカリ) (金沢カレー) (のどろ茶漬) (金沢牛加工品)

※石川県産品は51品目を予定

論点

- 都道府県が自ら対住民サービスを行った事例では、どのように住民情報を取得・活用していたか。また、住民基本台帳を備えていないことにより、どのような支障が生じていたか。
- 上記を踏まえた上で、都道府県が必要とする住民情報を円滑に取得・活用できるようにするための方策として、どのようなものが考えられるか。

都道府県による住民サービスの提供に必要な住民情報の取得・活用方策

第3回WGにおける主な議論

【東京都からの説明】

- 東京都では、018サポートという子供・子育て支援の給付サービスを行っているが、当サービスの利用申請方法が3種類（郵送・WEB・マイナンバーカード）あり、重複申請や文字の表記ゆれなどの確認を行うために住基情報を利用している。また、受給対象者の資格確認として、各月1日時点での都内在住状況を確認するためにも住基ネットを利用している。
- 現在は、都が住基情報を直接、一括取得することができないため、J-LISから提供を受けているが、都道府県が直接住基情報を取得できるようにしていただきたい。
- 自治体がマイナンバーの独自利用事務を追加する際、条例改正後に、特定個人情報保護評価（PIA）、個人情報保護委員会への届出、データ標準レイアウトの作成などで約8ヶ月程度かかる。早期に事業を始めることができるよう、個人情報保護委員会やデジタル庁において、独自利用事務の追加に係る諸手続きの簡素化を検討いただきたい。

【鳥取県からの説明】

- 都道府県サーバの代表端末等の機器に関して、ネットワーク構成を見直すことで、代表端末等を介さずに都道府県及び市町村で住基ネットを利用できれば、都道府県におけるベンダーとの契約等の諸作業や、アプリケーションの更新作業の負担軽減などのメリットがあると考えられる。
- 住基ネットの構成を見直し、全国サーバと都道府県サーバを1つのサーバとして運用することで、コストや事務負担面でメリットがあると考えられる。

住基ネットと都道府県サーバについて

- ・ **住基ネットは、市町村が備える住民基本台帳の情報を基礎として、市町村や都道府県の区域を越えて全国共通の本人確認ができる地方公共団体共同のシステム**として構築された。
※住基ネット構築当初は、都道府県・指定都市から出捐を受けた（財）地方自治情報センターが、住民基本台帳法上の指定情報処理機関として、住基ネットを管理運用。平成27年以降は同センターを引き継いだ地方共同法人であるJ-LISが管理運用（J-LISは令和3年以降、国と地方公共団体が共同で管理する法人となった）。
- ・ 都道府県サーバは、平成14年の住基ネット構築当初は各都道府県に設置されていたものの、サーバの維持管理費の削減等の観点から、**平成26年以降はJ-LISが都道府県から委託を受け、都道府県サーバを集約して管理運用している。**
- ・ 都道府県サーバに係る端末（本庁舎に1台置かれる代表端末と、各支所等にも置かれる端末）は、引き続き都道府県に置かれており、このうち**代表端末には、J-LISから配布されるプログラムを複製し、都道府県の他の端末にプログラムを配布する機能がある。**

経緯

平成11年8月

住基ネットの整備、本人確認情報の利用・提供に関する改正住民基本台帳法公布。

平成14年8月

住基ネットの稼働開始。都道府県サーバは各都道府県に設置。

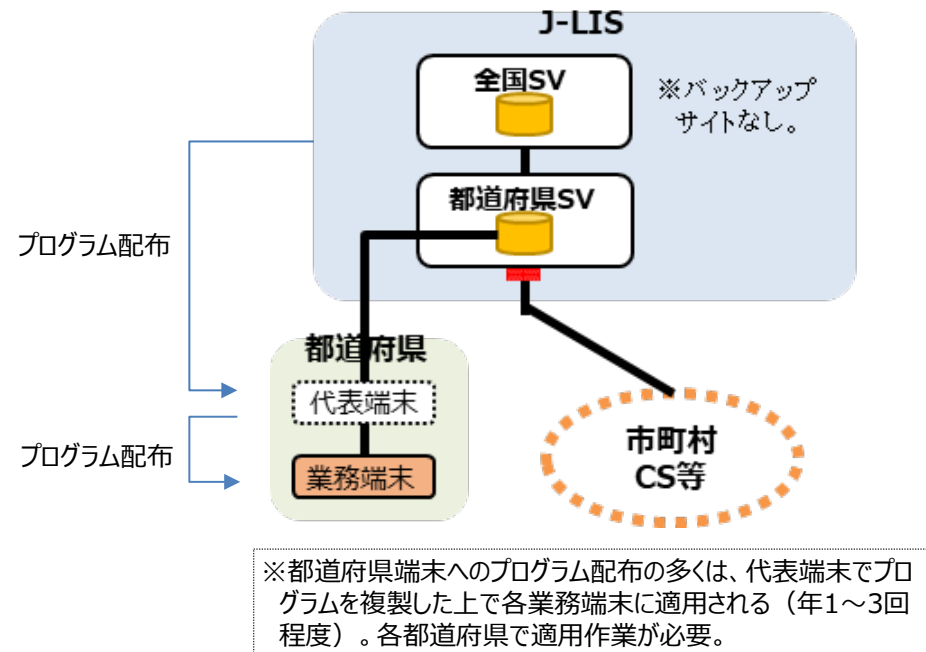
平成26年2月～

都道府県サーバの維持管理費の削減等の観点から、J-LISが都道府県から委託を受け、都道府県サーバを集約して管理運用を開始

令和3年12月

「デジタル時代における住民基本台帳制度のあり方に関する検討会」では、今後の住基ネットの在り方が議論され、報告書において、将来的に、都道府県が制御された範囲内で全国サーバを利用することや、全国サーバを冗長化することにより、都道府県サーバを代替することが提示された。

現行のシステム構成のイメージ

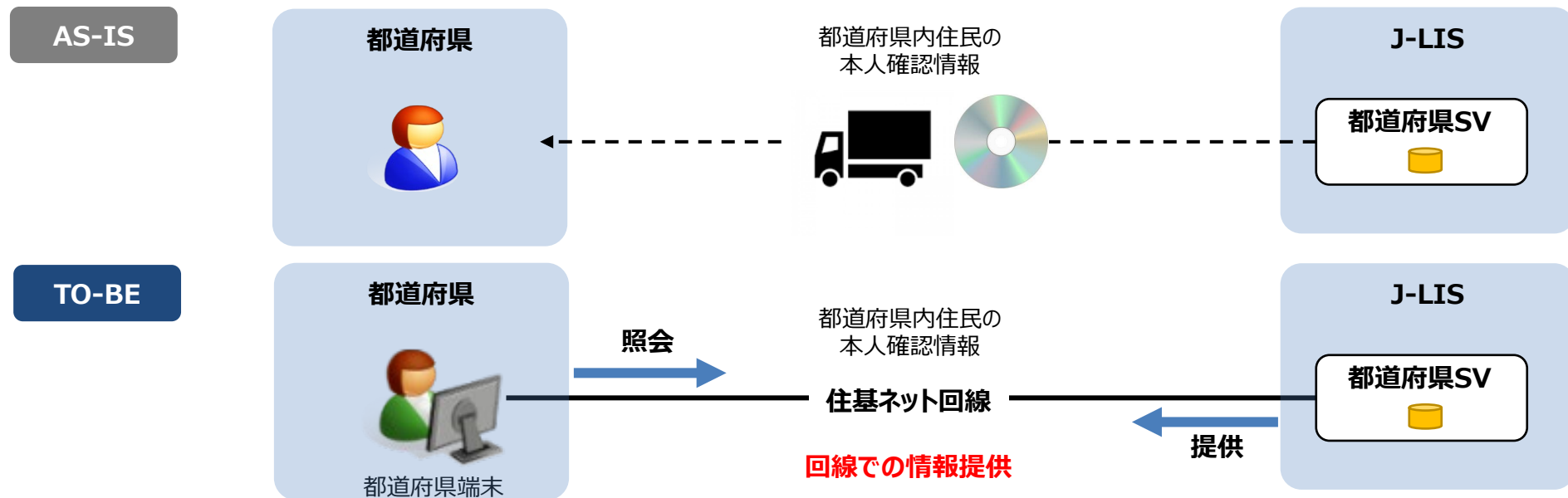


都道府県による本人確認情報の一括照会機能

- 都道府県は、住基法別表に規定された事務について本人確認情報を利用することが可能であり、自都道府県内に在住する住民の情報については、都道府県サーバに保存された本人確認情報を確認することとなる。
- しかしながら、現行の都道府県サーバの機能では、都道府県は、本人から提出を受けた本人確認情報を元に最新の住所情報等を、住基ネットを通じて照会・取得することはできるものの、ある基準日において自都道府県内に在住する住民の本人確認情報を一括で照会・取得することはできない。

※J-LISに個別に依頼して媒体での情報提供を受けることは可能であるが、媒体の場合、利便性が低下するほか情報の取得頻度に制約が生じる。

- 東京都からは、自都道府県内に在住する住民の本人確認情報を、都道府県が直接、一括で照会・取得することができるよう、都道府県サーバからの情報取得機能の改善について提案がなされている。**

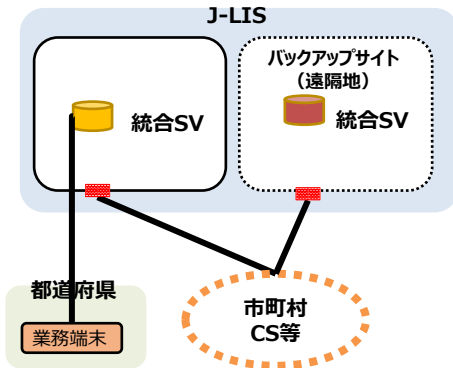


- 市町村の経営資源が制約される中で、今後、都道府県が対住民サービスを行うため住民情報を取り扱う場面が増加すると想定されることから、都道府県が円滑に事務処理を行えるよう、都道府県の端末から直接、自都道府県内に在住する住民の本人確認情報を一括で照会・取得できるよう、都道府県サーバからの情報取得機能を追加することが必要ではないか。

都道府県サーバの運用に係る負担軽減方策

- 鳥取県からは、サーバに係る更なる費用負担軽減の観点から、住基ネットの構成を見直し、**全国サーバと都道府県サーバを1つのサーバとして運用すること**や、代表端末の機器更改等に係る負担軽減の観点から、**代表端末を介さずに事務処理を行うことを可能とすることについて提案がなされている。**

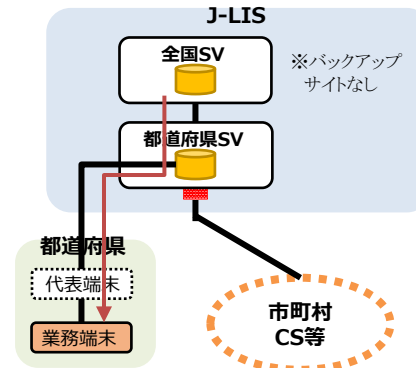
将来的に全国サーバと都道府県サーバを統合



※統合にあたっては、

- ・都道府県サーバと全国サーバは、機能に違いがある部分があること
- ・個人情報保護等の観点から、都道府県サーバにより、都道府県が直接アクセス可能な範囲を自都道府県内の住民に係る本人確認情報に限定していること等に留意して検討する必要。

現行スキームで運用負担を軽減する当面の方策



※都道府県の代表端末を廃止（プログラム配布を、代表端末経由ではなく、業務端末への直接配布に見直すことで実現）。

- ・全国サーバに都道府県ごとにアクセスコントロールを講じ、制御された範囲内で全国サーバを利用するといった工夫を行うことで、**都道府県サーバと全国サーバを統合し、サーバの管理運用の効率化を図ることが考えられる**のではないかな。
- ・また、住基ネットは、住民基本台帳制度のみならずマイナンバー制度の基盤にもなっており、災害時に住基ネットが停止した場合には、国民生活や行政サービスの提供に及ぼす影響が大きいことから、サーバの統合等の工夫により運用経費の面で効率化を図ることに合わせ、**バックアップサイトによる冗長性の確保も併せて検討する必要がある**のではないかな。
- ・今後、これらに要する費用を精査した上で、具体的なシステム構成や実現時期については、J-LISと都道府県との間で丁寧な調整を行う必要があるのではないかな。
- ・一方、全国サーバと都道府県サーバの統合には、現在両サーバで処理されている機能の再整理等に一定の期間を要することから、その間においても、**プログラムの配布方法を見直して都道府県の代表端末を廃止することで、都道府県の負担軽減を図ることが必要**ではないかな。

都道府県サーバの運用に係る負担軽減方策

- ・ **住民基本台帳法上、都道府県サーバや全国サーバの存在自体は規定されていないが、本人確認情報は、市町村から都道府県、J-LISに順次通知され、都道府県とJ-LISは通知を受けた本人確認情報をそれぞれ保存することとされている（第30条の6、第30条の7）。**

住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）

（市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等）

第三十条の六 **市町村長は**、住民票の記載、消除又は第七条第一号から第三号まで、第七号、第八号の二及び第十三号に掲げる事項（同条第七号に掲げる事項については、住所とする。以下この項において同じ。）の全部若しくは一部についての記載の修正を行つた場合には、当該**住民票の記載等に係る本人確認情報**（住民票に記載されている同条第一号から第三号まで、第七号、第八号の二及び第十三号に掲げる事項（住民票の消除を行つた場合には、当該住民票に記載されていたこれらの事項）並びに住民票の記載等に関する事項で政令で定めるものをいう。以下同じ。）を**都道府県知事に通知するものとする。**

- 2 前項の規定による通知は、総務省令で定めるところにより、市町村長の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて都道府県知事の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。
- 3 **第一項の規定による通知を受けた都道府県知事は**、総務省令で定めるところにより、**当該通知に係る本人確認情報を磁気ディスクに記録し、これを当該通知の日から政令で定める期間保存しなければならない。**
- 4 都道府県知事は、前項の規定により都道府県知事が保存する本人確認情報であつて同項の規定による保存期間が経過していないもの（以下「都道府県知事保存本人確認情報」という。）の全部又は一部が滅失したときは、当該都道府県知事保存本人確認情報の回復に必要な措置を講じなければならない。

（都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等）

第三十条の七 **都道府県知事は**、**前条第一項の規定による通知に係る本人確認情報を、機構に通知するものとする。**

- 2 前項の規定による通知は、総務省令で定めるところにより、都道府県知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて機構の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。
- 3 **第一項の規定による通知を受けた機構は**、総務省令で定めるところにより、**当該通知に係る本人確認情報を磁気ディスクに記録し、これを当該通知の日から政令で定める期間保存しなければならない。**
- 4 機構は、前項の規定により機構が保存する本人確認情報であつて同項の規定による保存期間が経過していないもの（以下「機構保存本人確認情報」という。）の全部又は一部が滅失したときは、当該機構保存本人確認情報の回復に必要な措置を講じなければならない。

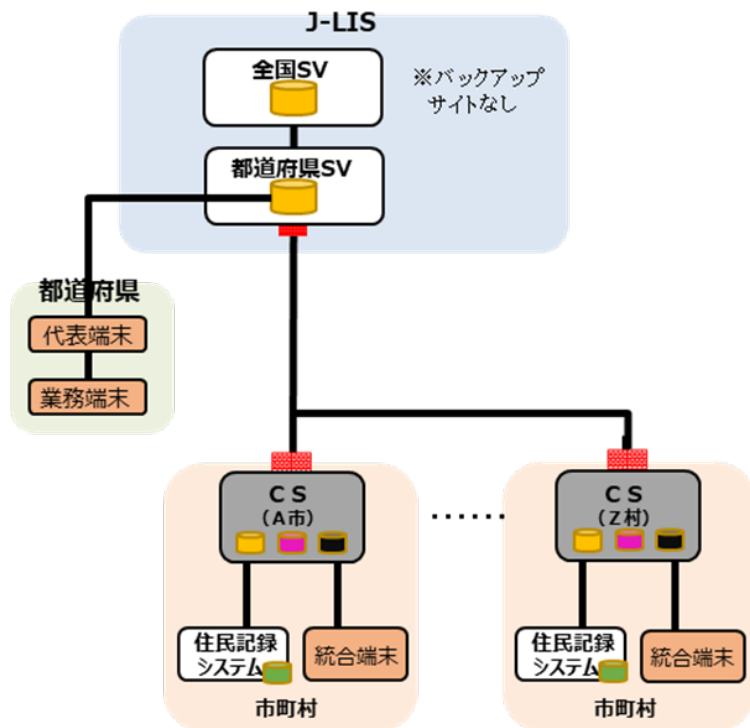
- ・ **全国サーバと都道府県サーバを統合する場合には、地方公共団体共同のシステムという住基ネットの位置付けを踏まえ、このような都道府県の役割を規定した条項は存置した上で、都道府県知事が本人確認情報の通知・保存に関する事務をJ-LISに委託することを可能にする等、必要な法制上の措置を併せて検討することが必要ではないか。**

(参考) 将来的な住基ネットのイメージ

- 第3回WGで議論されたCSの廃止と、全国サーバと都道府県サーバの統合や都道府県の代表端末の廃止が実現した場合のイメージは以下のとおり。

AS-IS

- 全国サーバと都道府県サーバをともに設置
- 都道府県には代表端末を設置
- CSはオンプレで市町村に設置
- 住民記録システム（標準化前）はオンプレで市町村に設置



TO-BE

- 全国サーバと都道府県サーバを統合。遠隔地にバックアップサイトを設置。
- 都道府県の代表端末は廃止
- CSは廃止
- 住民記録システム（標準化後）は多くがガバクラにリフト

